

いじめ防止基本方針

～全ての生徒が生き生きと活動する学校をめざして～

◆ はじめに ◆

いじめの未然防止のためには、学校において、「いじめは絶対に許さない」という風土を保ちながら、道德教育の充実や計画的な体験活動等の様々な教育活動を総合的に実践し、生徒の望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、規範意識の醸成等も推進していくことが重要であり、学校の組織力を活かして取り組むことが求められている。

そういった取組の中で、教職員一人ひとりが適切なカウンセリングマインドをもち、生徒との望ましい人間関係を構築しながら、心に寄り添った教育相談体制を充実させ、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうるもの」という危機意識をもって見守り続けることが重要である。

また、生徒をいじめに向かわせる要因として、「友人関係」と「勉強」という2つのストレスが考えられる。生徒は周囲との人間関係をうまく構築できず、孤独感や疎外感を感じてストレスを溜めてしまったり、学習内容がどんどん分からなくなっていくことで、さらにストレスが蓄積し、怠学傾向になったり攻撃的になったりしてしまう場合もある。

この要因を取り除く視点で学校づくりに取り組むことも大切であり、生徒を「繋ぐ」取組、人間関係づくりを意図的に取り入れた、計画的な異学年交流活動や社会体験等の、様々な体験活動や行事を教育課程の中に組み込むことが必要である。このような視点での教育課程編成を推進することは、コミュニケーション力の向上等の社会性の育成に成果がある。また、特別支援教育の視点に立った授業のユニバーサルデザイン化による「わかる授業」の構築、補充学習や個別指導等による学力保障の具体的な取組を進めていくことで、生徒の自己有用感を向上させ、いじめの要因となるストレスの軽減に効果があると考えられる。

こういった総合的な視点で、保護者・地域・学区の小学校・関係機関との連携をもちながら、教職員一丸となって、生徒をいじめに向かわせない学校づくりを推進することが重要であると考え、本基本方針を策定した。

荘内中学校いじめ防止基本方針 具現化構想図

- I いじめに対する基本的な考え方（ ① いじめとは ② いじめの基本認識 ）
- II 本校の具体的な取組（ ① 未然防止 ② 早期発見 ③ 早期対応 ④ 緊急対応 ）
- III 対応組織と流れ（ ① 組織的対応の流れ ② いじめ問題対策委員会の役割 ）
- IV 年間計画

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは・・・

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

文部科学省では、従来「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に上記のように見直しました。これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準に見られる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突い

2 教職員がもつべきいじめ問題についての基本的認識

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として絶対に許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など、全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II 本校の具体的な取組

1 いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

本校では、教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していく。また、全ての生徒が元気に登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要だと考えている。そのためには、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育の推進や積極

的な体験活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等の多角的な教育を進めていくことが大切だと考え、いじめの未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいく。

① 人権教育の推進によって人権感覚を磨く

人権教育を学校経営の基盤とし、一人ひとりの思いを大切にする教育を実践する。学校のあらゆる教育活動を通じて生徒の自尊感情を育み、人権感覚を磨くとともに、「いじめは人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、いじめや差別をなくしていこうとする力を育てる。

② 道徳教育を充実させ豊かな心の育成に努める

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。特に、道徳の授業においては、学級の生徒の実態に合わせた題材や資料（心根が揺さぶられたり、人としての「気高さ」や「心遣い」「やさしさ」等に触れることができるような）を準備し、自分の生活や言動を省みることはいじめの抑止に繋げる。

③ 体験活動等の教育活動を推進し社会性を育む

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーションの能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進するとともに、異学年交流等の取組を充実させる。

④ 生徒の主体的な活動を推進する

いじめを許さない風土を生徒の中から醸成していくため、生徒会活動等の生徒の自治活動を活性化させる。また、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動をしたり相談箱を置いたりするなどして、生徒同士で悩みを聞き合う活動等、生徒自身の主体的な活動を推進する。

⑤ 情報モラル教育に取り組む

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組む。また、保護者に対しても、携帯電話等による様々な問題について、啓発を繰り返す。

⑥ 生徒がストレスを感じない学校づくりを推進する

生徒がいじめへ向かう要因の多くに、個々の抱えるストレスがある。生徒の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには非常に重要であると考え、「わかる授業」の創造や個別指導等の支援を推進して「学習に対するストレス」を軽減したり、学級や学年、部活動等の様々な集団においてストレスを感じない人間関係づくりをしたりして、意識した集団づくりに取り組む。

⑦ 教職員の資質向上をめざす

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進する。

⑧ 地域や家庭との連携を促進する

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体との連携促進等、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2 いじめの早期発見のための取組

いじめは、無視やメール、遊びの延長やふざけ合い、仲間の一員という形態の中で…等、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。また、親に心配をかけたくない、自分が情けない、仕返しがかわい等の理由から、いじめられている本人からは訴えにくい。本校では、教職員が、こういったいじめの態様や特徴を十分理解し、「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって生徒を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努める。

① 日々の観察を怠らない

休み時間や昼休み等、様々な生活の場での生徒達の様子に目を配り、「生徒がいるところには教職員の姿がある」を目指す。

② 定期的なアンケート・教育相談体制の充実を図る

教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努める。また、定期的な教育相談体制（個人面談の実施等）を充実させたり、いじめに関するアンケート調査を定期的に行うなど、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行う。

③ 校内の情報共有体制を整備する

生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの判断にとどまらない情報共有と情報を整理しながら組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図る。

④ 地域や家庭への情報提供等を依頼する

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行う。

⑤ 相談しやすい環境をつくる

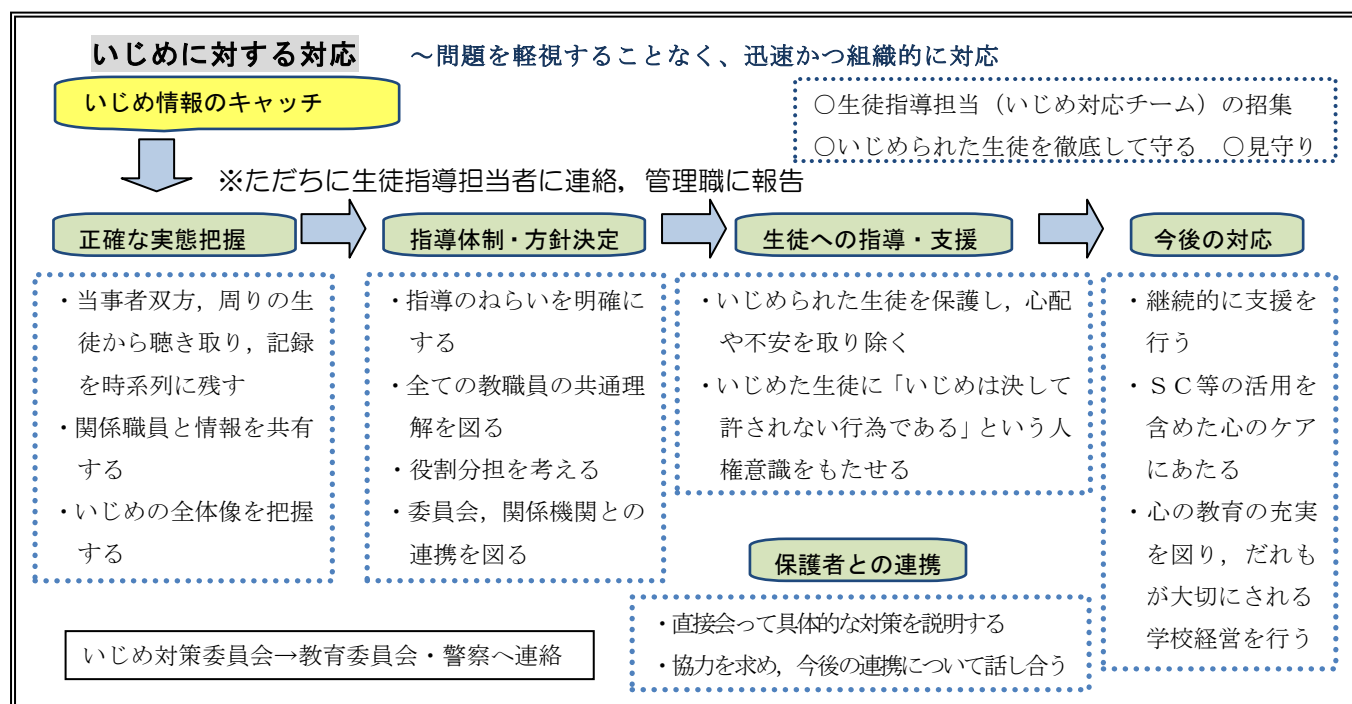
相談してきた生徒に対しては、「心身の安全」を保証するとともに、事実関係や気持ちを傾聴する。また、周囲の生徒からの訴えの場合は、新たないじめを生まないように十分な配慮をする。さらに、普段から保護者と連絡を密にし、いじめだけでなくあらゆる相談をしやすい信頼関係を築いておく。

3 いじめの早期対応の取組

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害生徒への厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導・支援に取り組み、再発防止に努める。また、該当する生徒だけでなく、学級・学年の問題として、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行う。

[参考] いじめ対応の基本的流れ



① いじめを認知した時点で

いじめを認知した場合は，迅速に「いじめ対策委員会」を招集し，教職員で情報を共有し，保護者と連携しながら，組織的対応を行っていく。

② 事実の明確化に努める

いじめの実態については，多くの生徒が関係していたり，過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり，事実を明確にしていくことが難しいこともあるが，関係者からの聞き取りやアンケート調査等，できる限りの手立てを用い，明確にして保護者に伝える。

重大事態等の事案では，市の「いじめ問題対策連絡協議会」等の介入調査が求められる場合もあるので，教育委員会との連携を密にしながら事実調査を行う。

③ 被害生徒への支援を最優先に取り組む

被害生徒の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み，スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら，安心して登校できる状況を構築する。また，発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組を，できるだけ明確に被害生徒の保護者に伝え，協力を仰ぐ。

④ 毅然とした姿勢で加害生徒への指導支援を行う

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした態度で指導し，重大事態を招くような事案の場合は，警察との連携により厳しい指導を行うとともに，加害生徒をいじめに向かわせた要因を把握し，根本的な要因解決に向けた取組を行う。

また，保護者に対しては，事実を明確に伝え，家庭での規範意識向上への働きか

けや心に寄り添った厳しい指導を依頼する。

⑤ いじめの構造を意識して集団への指導も行う

いじめには被害生徒と加害生徒という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造がある。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害生徒を支えることができる風土を構築する。

⑥ 多様な外部人材を活用し問題解決に努める

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整える。

重大事態と思われるいじめの例

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

4 緊急対応

いじめを認知した職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。合わせて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめている生徒から聴き取るだけでなく、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者対応は複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。チームで対応し連携と情報共有を行う。

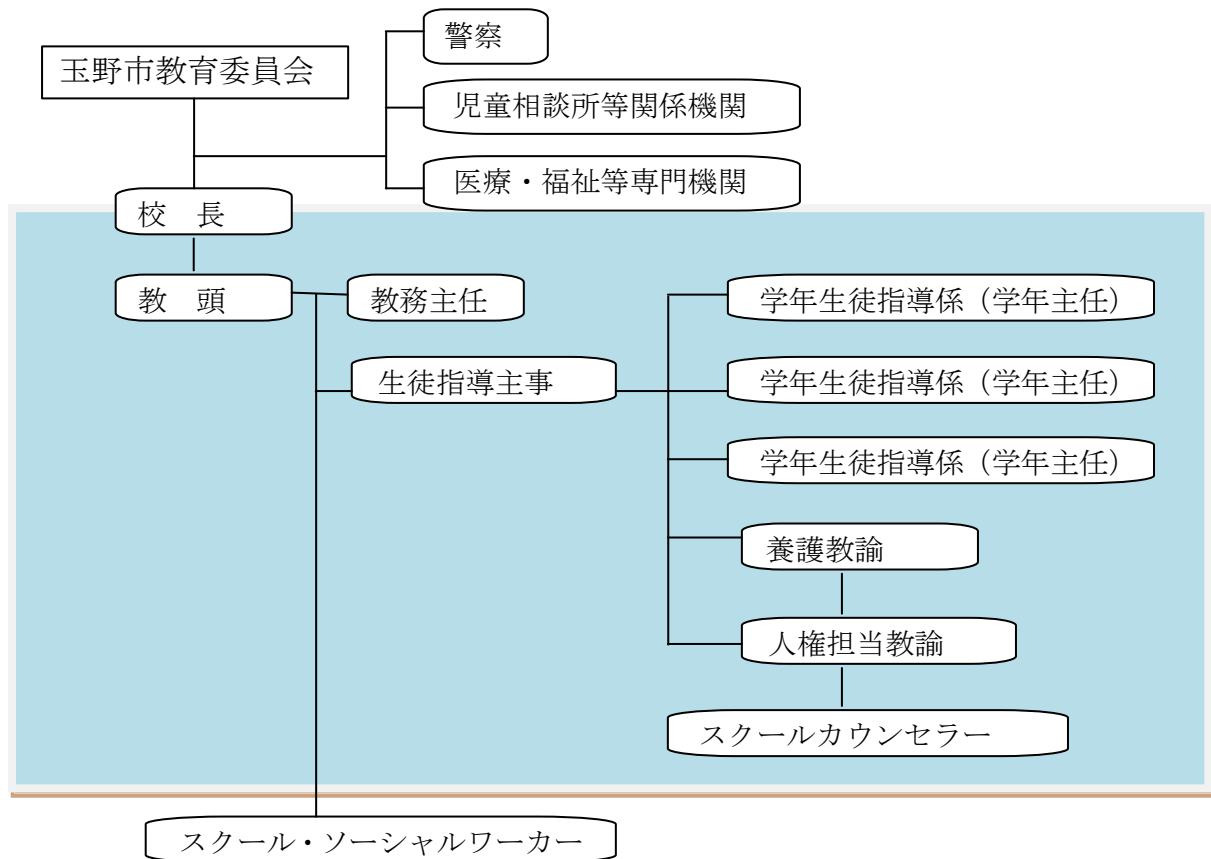
把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・[加害者と被害者の確認]
- ◇いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・[時間と場所の確認]
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・・・・・・・・[内容]
- ◇いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・[背景と要因]
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？・・・・・・・・・・[期間]

いじめの未然防止のための本校の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の活性化に努める。

この委員会は、校内の教職員だけでなく、外部の関係者にも参画していただくとともに、教育委員会とも連携をもちながら運営する。

いじめ対策委員会＜委員会の構成員＞



＜委員会の主な役割＞

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、その運用と評価の PDCA サイクル
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめや問題行動に関する情報の収集と分析→共有と記録
- ・ いじめの疑いのある情報に対して組織的に対応するための中核
- ・ 「重大事態の調査」のための組織母体